

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第5回 宿泊衛生専門委員会



いちご^{いちえ}一会とちぎ国体
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日時 令和3年7月26日（月）午後1時30分～

会場 下野市役所庁舎2階 203会議室

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第5回 宿泊衛生専門委員会

(1) 報告事項

報告第1号	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員の変更	・・・	2
報告第2号	令和2年度事業報告・収支決算について	・・・	3
報告第3号	令和3年度事業計画・収支予算について	・・・	9
報告第4号	競技別リハーサル大会（ハンドボール）について	・・・	12
報告第5号	いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設の指定について	・・・	13
報告第6号	いちご一会とちぎ国体救護所設置計画調査（第2次）の結果について	・・・	17

(2) 参考資料

【専門委員会】

- いちご一会とちぎ国体開催準備経過について
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から常任委員会への委任事項
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員名簿
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与名簿
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員名簿
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程
- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会各専門委員会委員名簿
- いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画
- いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

【弁当関係】

- いちご一会とちぎ国体 下野市弁当調達要項
- いちご一会とちぎ国体 下野市弁当調製施設選考基準
- いちご一会とちぎ国体 下野市弁当調製施設募集要

【医療関係】

- 医師及び看護師の派遣に関する諸条件について
- いちご一会とちぎ国体における救護所の設置・運営に伴う医師確保について（再）
- いちご一会とちぎ国体における救護所の設置・運営に伴う看護師確保について（再）

(再) …再掲

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第5回 宿泊衛生専門委員会

次 第

日時 令和3年7月26日（月）

午後1時30分～

場所 下野市役所庁舎2階 203会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第5回 宿泊衛生専門委員会

(1) 報告事項

- 報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員の変更
- 報告第2号 令和2年度事業報告・収支決算について
- 報告第3号 令和3年度事業計画・収支予算について
- 報告第4号 競技別リハーサル大会（ハンドボール）について
- 報告第5号 いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設の指定について
- 報告第6号 いちご一会とちぎ国体救護所設置計画調査（第2次）の結果について

(2) その他

4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第5回 宿泊衛生専門委員会

報 告 事 項



報告第1号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員の変更

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、令和3年2月24日（第4回宿泊衛生専門委員会）から令和3年7月29日までの間におけるいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員の変更について、次のとおり報告する。

専門委員（1名）

（敬称略）

機関・団体名	後任者	前任者
産業振興部商工観光課	課長 荻原 剛	伊澤 巳佐雄

報告第2号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和2年度事業報告

1 会議等の開催

(1) 総会

○第2回総会（書面開催）

期日：令和2年5月19日（火）

場所：—

主な内容：【報告事項】競技会会期の決定、茨城国体視察報告 等

【議案事項】令和元年度事業報告・収支決算、令和2年度事業計画・収支予算
の審議・決定

(2) 常任委員会

○第2回常任委員会（書面開催）

期日：令和3年3月16日（火）

場所：—

主な内容：【報告事項】リハーサル大会開催概要、令和2年度収支補正予算 等

【議案事項】総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通専門委員会への付託事
項（各種計画・要項・要領等）の審議・決定

(3) 専門委員会

ア 総務企画専門委員会

○第3回総務企画専門委員会

期日：令和2年9月1日（火）

場所：市役所3階303会議室

主な内容：総務企画専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

○第4回総務企画専門委員会（書面開催）

期日：令和3年2月24日（水）

場所：—

イ 競技式典専門委員会

○第3回競技式典専門委員会

期日：令和2年9月1日（火）

場所：市役所3階303会議室

主な内容：競技式典専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

○第4回競技式典専門委員会（書面開催）

期日：令和3年2月24日（水）

場所：—

ウ 宿泊衛生専門委員会

○第3回宿泊衛生専門委員会

期日：令和2年9月2日（水）

場所：市役所2階203会議室

主な内容：宿泊衛生専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

○第4回宿泊衛生専門委員会（書面開催）

期日：令和3年2月24日（水）

場所：—

エ 輸送交通専門委員会

○第3回輸送交通専門委員会

期日：令和2年9月2日（水）

場所：市役所2階203会議室

主な内容：輸送交通専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

○第4回輸送交通専門委員会（書面開催）

期日：令和3年2月24日（水）

場所：—

オ 専門委員会合同競技会場視察

期日：令和2年9月15日（火）・16日（水）

場所：大松山運動公園陸上競技場・石橋体育センター・スポーツ交流館

内容：本市開催競技（サッカー・ハンドボール）に係る競技会場の諸室、各ブース等の設置箇所設計図をもとに現地確認・意見交換



総務企画専門委員会（野口委員長）



競技式典専門委員会（金島委員長）



宿泊衛生専門委員会（篠崎委員長）



輸送交通専門委員会（荒川委員長）



競技会場視察（大松山運動公園陸上競技場・石橋体育センター）



（4）庁内推進組織（庁内推進本部・実施本部）

○令和2年度第1回下野市いちご一会とちぎ国体庁内推進本部会議

期日：令和2年7月20日（月）

主な内容：庁内情報共有、実施本部設置要綱（案）審議

○令和2年度第1回下野市いちご一会とちぎ国体庁内推進本部幹事会

期日：令和2年11月30日（月）

主な内容：庁内情報共有、実施本部設置要綱、職員動員計画（案）審議

○令和2年度第1回下野市いちご一会とちぎ国体実施本部会議

期日：令和2年12月21日（月）

主な内容：庁内情報共有、リハーサル大会職員動員計画（案）審議・決定

○令和2年度第2回下野市いちご一会とちぎ国体庁内推進本部会議

期日：令和3年2月22日（月）

主な内容：庁内情報共有、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会資料協議



庁内推進本部会議



庁内実施本部会議



庁内推進本部幹事会

2 各種計画・要項等の策定

- (1) 情報通信基本計画、式典基本計画、炬火イベント実施計画、競技別リハーサル大会輸送計画、大会消防警備計画の策定
- (2) 識別用品整備要項、支給物品配布要項、遺失物・拾得物取扱要項、保険加入要項、観光・おもてなし実施要項、歓迎装飾実施要項、案内所設置要項、休憩所等設置要項、売店設置運営要項、情報通信業務実施要項、式典実施要項、弁当調達要項、消防防災・警備業務実施要項の策定
- (3) 大会運営ガイドライン、弁当調製施設選考基準、弁当料金の指定、弁当調製施設募集要領、医療救護対策実施要領、感染症（防疫）対策実施要領、食品衛生対策実施要領、環境衛生対策実施要領の策定

3 リハーサル大会・本大会競技会場実施設計書の作成

プロポーザル方式により業者を選定し、競技別リハーサル大会・本大会における競技会場設計、仮設物・看板等の概算事業費を算出し、翌年度以降設営委託のための基礎資料を作成した。

契約相手方：株式会社セレスポ

契約期間：令和2年6月23日～令和3年3月26日

契約代金：1,100,000円（税込み）

4 事業の推進

(1) 広報・啓発活動

国体開催機運醸成のため、次のオリジナルグッズの製作に取り組むとともに、市民の方を対象に、「花いっぱい運動」「手作り応援のぼり旗」の参加者募集を行った。

また県実行委員会ダンスキャラバン隊と連携し、国体ダンスの普及に取り組んだ。

- PR用封筒
- オリジナルトートバック
- オリジナルネックストラップ
- オリジナルクリアファイル
- PR用バナースタンド
- オリジナルミニのぼり旗
- オリジナルボールペン
- オリジナル缶バッジ
- オリジナルスタッフジャンパー
- ビーズキーホルダー (はくつる会制作)
- オリジナルマスク入れ (はくつる会制作)
- ボランティアベスト
- オリジナルTシャツ など



オリジナルトートバック



ビーズキーホルダー



ボランティアユニフォーム



オリジナルバナースタンド

ダンスキャラバン隊による国体ダンス普及活動

※緊急事態宣言に伴いキャラバン隊の活動が休止となる状況のなか、本市においては2か所で実施。

- 令和2年12月7日(月) 吉田西小学校
- 令和3年2月25日(木) わかくさ保育園



吉田西小学校



わかくさ保育園

(2) インターネットによる広報

○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会WEBサイト開設 (令和3年1月13日付け)

※Twitter、Instagram、YouTube 開設

○輝け下野エール大使からのエールメッセージ・動画を公開

契約相手方：タオグラフィクス (下野市下古山)

契約期間：令和2年8月31日～令和3年3月31日

契約代金：1,222,107円(税込み)

ホームページQRコード





市長の歓迎メッセージやエール大使のメッセージが動画で見られます

(3) 工作物等による広報

- 市内 J R 3 駅横断幕掲出
- 市内全小中学校・石橋高校・国分寺特別支援学校横断幕掲出
- 石橋体育センター懸垂幕掲出
- 大松山運動公園陸上競技場スタンド階段 P R 広告



J R 自治医大駅駐輪場連絡橋



国分寺小学校

5 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県実行委員会（県国体担当部局）との連絡調整
- (2) 共催市町、サッカー・ハンドボール関係団体との連携・連絡調整
- (3) 関係機関・団体等（警察署、消防署、県南健康福祉センター等）との連絡調整

6 先催都市の準備状況等の調査及び研究

- (1) 三重とこわか国体競技別リハーサル大会中止
 - (2) 燃ゆる感動かごしま国体延期
- ※各大会が延期・中止のため、先催都市の視察は行えなかったが、電話・メール等により、情報提供・情報共有に取り組んだ。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和2年度収支決算

1 収入の部

(単位：円)

科目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	比較	備考
市補助金	14,280,000	△4,773,000	9,507,000	9,507,000	0	市補助金
繰越金	1,000	0	1,000	1,063	63	
雑収入	1,000	0	1,000	60	△940	利子
合計	14,282,000	△4,773,000	9,509,000	9,508,123	△877	

2 支出の部

(単位：円)

科目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	比較	備考
総務費	546,000	0	546,000	437,418	108,582	
会議費	252,000	0	252,000	148,489	103,511	食糧費（お茶代） 役務費（総会・常任委員会・専門委員会等郵送料）
事務局費	294,000	0	294,000	288,929	5,071	消耗品費 役務費（振込手数料等） 備品購入費（カメラ・音響システム等）
開催推進費	13,733,000	△4,773,000	8,960,000	8,957,415	2,585	
調査研究費	1,315,000	△1,315,000	0	0	0	
開催推進事業費	12,418,000	△3,458,000	8,960,000	8,957,415	2,585	消耗品費 委託料（競技会場等設計・ホームページ制作、キャラクターデザイン等） 広報啓発費（各種横断幕・広報啓発品、PR用グッズ等）
予備費	3,000	0	3,000	0	3,000	
合計	14,282,000	△4,773,000	9,509,000	9,394,833	114,167	

収入合計 支出合計 差引
 9,508,123円 － 9,394,833円 ＝ 113,290円 （市へ返還）

報告第3号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和3年度事業計画

1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
 - ア 総務企画専門委員会
 - イ 競技式典専門委員会
 - ウ 宿泊衛生専門委員会
 - エ 輸送交通専門委員会

2 各種計画・要項等の策定

- (1) 大会ボランティア業務計画、防疫対策実施計画、食品衛生対策実施計画、環境衛生対策実施計画、廃棄物処理計画、会場地輸送計画の策定
- (2) 競技別実施要項、デモスポ実施要項、炬火イベント実施要項、大会宿泊要項の策定

3 本大会輸送交通計画の策定

本大会では、選手・監督、競技役員、競技補助員、及び一般観覧者等多数の来場者が見込まれる。大会を成功させるためには、大会関係者、来場者の輸送を限られた時間内で安全・確実かつ円滑に行うことが必要である。

そのため、輸送手段の検討、タクシー、バスの必要台数の検討、輸送手段の確保、輸送ルートの検討、駐車場や交通規制等の検討（関係機関等との協議、及び必要書類の整理）を行い、それらを網羅した輸送交通計画を策定する。

4 競技別リハーサル大会の開催

令和2年度に作成した競技別リハーサル大会競技会場実施設計を基に競技会場設営撤去業務委託（一般競争入札）を行うとともに、いちご一会とちぎ国体下野市リハーサル大会基本計画に基づき次の競技別リハーサル大会を開催する。

○第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

全体会期：8月11日～14日 うち下野市開催日は11日～13日

○第57回全国社会人サッカー選手権大会

全体会期：10月9日～13日 うち下野市開催日は 9日、11日

5 事業の推進

- (1) 総務企画関係
 - 国体開催関係経費の調査研究

- 協賛の募集
- ボランティアの募集・研修
- 広報啓発活動・市民運動の推進
- 実行委員会ホームページの管理・運営
- (2) 競技式典関係
 - 炬火イベントの実施
 - 競技別リハーサル大会の実施
 - 本大会運営に係る調整
- (3) 宿泊衛生関係
 - 仮配宿シミュレーションの実施
 - 合同配宿に係る調整
 - 幹旋弁当・支給弁当の検討
 - おもてなし料理の検討
- (4) 輸送交通関係
 - 計画輸送シミュレーションの実施
 - 本大会における輸送交通の調査研究
- 6 関係機関及び競技団体との連絡調整
 - (1) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会との連携・連絡調整及び市町村連絡会議等出席
 - (2) サッカー・ハンドボール関係団体との連携・連絡調整
 - (3) 共催市町間の連携・連絡調整
 - (4) 関係機関・関係団体等との連携・連絡調整
- 7 先催都市の準備状況等の調査及び研究
 - (1) 三重とこわか国体の視察
 - キンボールスポーツ（8月1日）
 - ハンドボール競技（9月24日～29日）
 - サッカー競技（9月25日～30日）
 - (2) 三重とこわか国体事業概要説明会
 - 12月中旬～下旬頃開催予定

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和3年度収支予算

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
市 補 助 金	80,000	14,280	65,720	下野市補助金
繰 越 金	1	1	0	前年度繰越金
雑 収 入	1	1	0	預金利子等
合 計	80,002	14,282	65,720	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
総 務 費	757	546	211	
会 議 費	202	252	△50	食糧費、郵送料等
事 務 局 費	555	294	261	事務用消耗品費、振込手数料、備品購入費等
開 催 推 進 費	15,475	13,733	1,742	
調 査 研 究 費	2,075	1,315	760	三重国体視察調査費、事業概要説明会負担金等
開 催 推 進 事 業 費	13,400	12,418	982	報償費、需用費、役務費、委託料（本大会輸送交通計画策定業務・ホームページ保守管理・広報啓発品製作等）、図書費等
リハーサル大会運営費	63,767	0	63,767	
サッカ－運営費	20,440	0	20,440	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（競技会場等設営・看板製作・警備等）、
ハンドボール運営費	43,327	0	43,327	使用料、備品購入費等
予 備 費	3	3	0	予備費
合 計	80,002	14,282	65,720	

報告第4号

競技別リハーサル大会（ハンドボール）について

大会名：第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

大会日程：令和3年8月11日（水）～8月14日（日）4日間

（うち下野市11日（水）～13日（土）3日間）

令和3年7月12日付け東京都に緊急事態宣言が発出された状況等を受け、（公財）日本ハンドボール協会、栃木県ハンドボール協会、共催市町（栃木市、下野市、野木町）で協議を重ねた結果、次の理由により、中止を決定しました。

【中止決定理由】

○若年層へのワクチン接種が十分でない状況で、感染力の強い新型コロナウイルスの「デルタ株」による感染者が増加傾向であり、感染拡大のリスクが以前より高まっていること。

○出場チーム（選手・監督）及び競技役員合わせ約1,000名が全国から集まる中、現在（7/12）緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されている地域からの参加チームが全体の約1/4を占めていることから、試合時や移動時の感染拡大のリスクが高いこと。

○大会期間が4日間にわたり、長期滞在することによる栃木県内及び参加都県への感染拡大のリスクが高まること。

○大会に係わるすべての人の安全の確保が難しいこと。

（選手・監督、競技役員等約1,000名に加え、市町行政職員、地元高校生、協力企業、協力業者等を含め、全体の関係者は約2,000名となる。）

報告第5号

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設の指定について

いちご一会とちぎ国体（競技別リハーサル大会を含む）開催時に、大会関係者に提供する弁当を調達する施設について、実行委員会の定める選考基準に基づき募集、審査を行ったところ下記の通りとなりましたので、ご報告いたします。

1. 応募施設

	事業者名	所在地	審査結果
1	企業組合らんどまあむ	下野市笹原 295-11	基準を満たす
2	まるぶん	下野市医大前 1-8-2	基準を満たす
3	配食のふれ愛グリム下野	下野市花田 185-1	基準を満たす

《募集・審査に係る規程》

◦いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準

◦いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設募集要領

2. いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設の指定

上記の施設を、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設に指定し、「いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書（様式第1号）」を発行した。（令和3年4月12日会長承認）

《指定に係る規程》

◦いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項 第6項

献立案①特製豚めし弁当

700円（税抜）



8/11 - 10/9	献立内容	使用県産品
主食	ご飯	栃木県産米
主菜	豚バラ特製たれ焼き	当店人気商品
副菜	煮物	時期により変更
	山菜お浸し	時期により変更
付け合わせ	大根さくら漬け	
	紅生姜	
内容量	500g	

※アレルギーー 小麦 大豆 豚肉

献立案① 700円 (税抜)



	献立内容	重量	使用県産品
主食	ゴマ塩かけごはん	180g	こしひかり
主菜	ハンバーグ	100g	豚肉・玉ねぎ
副菜	五目きんぴら	50g	ごぼう・コンニャク 大根・人参・
	ポテトサラダ	45g	じゃが芋。きゅうり
	ナポリタン	35g	玉ねぎ・ピーマン
	卵焼き	20g	
	ナスの漬物	10g	ナス
内容量		440g	

献立案③ 700円（税抜）



	献立内容	重量	使用県産品
主食	小梅ごはん	180g	こしひかり・梅
主菜	チキンカツ	80g	
副菜	鯖西京焼き	30g	
	根菜の煮物	70g	ゴボウ・人参・大根 コンニャク
	干びょうサラダ	40g	干びょう・人参 きゅうり・玉ねぎ
	かぼちゃオレンジ煮	20g	かぼちゃ
	揚げナス	25g	ナス
	柴漬け	10g	
内容量		455	

いちご一会とちぎ国体 救護所設置計画調査（第2次）の結果について

【サッカー競技】

- ・下野市は本調査では、看護師・保健師による救護所運営として回答している。宇都宮市、さくら市が近似の回答をしている。
- ・医師の派遣「有」と回答した市町は全体の4/7。少年男子種別共催では、下野市以外の2市町が医師「有」と回答。
- ・先催4県中、1県（福井県）を除き医師の動員は行っていない。
- ・競技別リハーサル大会にて必要数について検証を行い、適切な人員配置を行うこととする。

市町名	会場	職種				救護所設置月日					種別
		医師	歯科医師	看護師	保健師	10/2 (日)	10/3 (月)	10/4 (火)	10/5 (水)	10/10 (月)	
宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム	0	0	1	1	○		○	○		成年男子
	宇都宮市河内総合運動公園 陸上競技場	0	0	1	1	○	○				
さくら市	さくら市総合公園 さくらスタジアム	0	0	1	1	○	○				
矢板市	緑新スタジアム YAITA (矢 板運動公園陸上競技場)	1	0	0	2		○		○	○	少年女子
	矢板運動公園サッカー場	1	0	0	2		○	○			
那須塩原市	キョクトウ青木フィールド グラウンドB	1	0	0	1		○	○			
真岡市	真岡市総合運動公園 陸上競技場	1	0	1	0	○	○	○		○	少年男子
	真岡市総合運動公園 運動広場1	1	0	1	0	○	○				
下野市	大松山運動公園陸上競技場	0	0	1	2	○		○	○		
益子町	益子町 南運動公園陸上競技場	1	0	1	0	○	○				

【ハンドボール競技】

- ・サッカー同様に、下野市では看護師・保健師による救護所運営として回答している。
- ・ハンドボール競技では、共催3市町ともに同様の形で回答。先催4県の実績においても、医師の動員実績は無い。

市町名	会場	職種				救護所設置月日					種別
		医師	歯科医師	看護師	保健師	10/6 (木)	10/7 (金)	10/8 (土)	10/9 (日)	10/10 (月)	
栃木市	マルワ・アリーナとちぎ	0	0	1	2	○	○	○	○	○	全種別
	國學院大學栃木学園 第二体育館	0	0	1	2	○	○	—	—	—	
	日立栃木体育館	0	0	1	2	○	○	—	—	—	
下野市	石橋体育センター	0	0	1	2	○	○	○	○	○	
野木町	野木中学校体育館	0	0	1	2	○	○	○	—	—	

【競技別リハーサル大会について】

- ・令和3年度の競技別リハーサル大会における救護所運営については、本大会に向けた検討の為、上記調査回答と同様の形で実施する。
- ・保健師については、市職員から動員。ただし、現在のコロナウイルス対応により不足する人員については、市内小中学校の養護教諭に協力いただく形としている。
- ・看護師については、地元医療機関に派遣について相談・依頼を行い、現時点で人員の調整が済んでいる状況である。
- ・派遣に係る謝金の条件は、県実行委員会「医師及び看護師の派遣に関する諸条件について（令和3年6月10日付い栃実162号）」に準じる。

先催県救護所医師等の配置実績

【下野市】

競技	開催県	種別	会場名	救護所 設置期間	設置 日数	配置人数					備考
						医	歯	看	保	AT	
サッカー	岩手	少年男子	遠野運動公園陸上競技場	10/2～10/6	5				10		
			遠野市国体記念公園	10/2～10/3	2				4		
	愛媛	少年男子	新居浜市営サッカー場	10/1～10/4	4			4	4		
			ひうち陸上競技場	10/1～10/4	4			4	4		
	福井	全種別	テクノスポーツ福井総合公園	9/30～10/4	5	1		8	5		
			三国運動公園	9/30～10/3	4	1		6	4		
			丸岡スポーツランド	9/30～10/4	5	1		8	5		
	茨城	成年男子 少年男子	カシマサッカースタジアム	9/30～10/3	4			4			
			ト伝の郷多目的広場	9/30～10/1	2			2			
			高松緑地多目的球技場	9/30～10/1	2			2			
			新居浜緑地多目的球技場	9/29～10/2	4			3			
	鹿児島	少年男子	加世田運動公園陸上競技場								
			加世田運動公園多目的広場								
	三重	成年男子	吹上浜海浜公園運動広場								
			中央緑地陸上競技場								

競技	開催県	種別	会場名	救護所 設置期間	設置 日数	配置人数					備考
						医	歯	看	保	AT	
ハンドボール	岩手	全種別	花巻市総合体育館	10/6～10/10	5		10	4	11		
			花巻市民体育館	10/6～10/10	5		4	4			
			富士大学スポーツセンター	10/6～10/10	5		4	4			
	愛媛	成年男女	西条市総合体育館	10/5～10/9	5		5	5	5		
			ビバ・スポルティアSAIJO	10/5～10/7	3			5	6		
		少年男女	松山市総合コミュニティセンター体育館	10/5～10/9	5		6	5			
	北條スポーツセンター体育館		10/5～10/7	3		3	3				
	福井	成年男子	福井県営体育館	9/13～9/17	5			5	5		
		成年女子	福井市体育館	9/13～9/16	4			4	4		
		少年男子	緑の森ふれあいセンター	9/13～9/16	4			4	8		
		少年女子	北陸電力福井体育館	9/13～9/17	5			7	10		
	茨城	成年男女	坂東市総合体育館	10/3～10/7	5			5	10		
			岩井高等学校体育館	10/3～10/4	2			2	4		
		少年男女	水海道総合体育館	10/3～10/7	5			5	10		
			水海道第二高等学校体育館	10/3～10/6	4			3	6		
	成年女子	常総運動公園体育館	10/3～10/6	4			4	8			
	鹿児島	成年男女	霧島市牧園アリーナ								
			霧島市横川体育館								
			霧島市溝辺体育館								
		少年男女	霧島市国分体育館								
霧島市隼人体育館											
三重	成年男女	AGF鈴鹿体育館									
		スポーツの杜鈴鹿体育館									
	少年男子	員弁運動公園体育館									
		北勢中学校体育館									
少年女子	ゆめドームうえの										

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第5回 宿泊衛生専門委員会

参 考 資 料



いちご一会とちぎ国体 開催準備経過について

※ は市関係分

年 度	内 容
2012年度 (平成24年度)	(公財) 栃木県体育協会が平成34年第77回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出
	栃木県議会が国体招致を決議
2013年度 (平成25年度)	栃木県知事・栃木県教育委員会・栃木県体育協会会長の連盟により国民体育大会開催要望書を(公財)日本体育協会及び文部科学省に提出
	(公財)日本体育協会が平成34年第77回国民体育大会の栃木県開催を了解(内々定)
2014年度 (平成26年度)	第77回国民体育大会栃木県準備委員会の設立
	第77回国民体育大会栃木県準備委員会において開催基本方針の決定
2015年度 (平成27年度)	第77回国民体育大会開催基本構想の策定
	会場地市町村第2次選定 【サッカー(少年男子)、ハンドボール(全種別)】
2016年度 (平成28年度)	第1次選定、第2次選定12競技の中央競技団体正規視察
	栃木県議会において国民体育大会開催に関する決議
	デモンストレーションスポーツ(キンボールスポーツ)開催希望申請書を栃木県に提出
	デモンストレーションスポーツ第1次選定(キンボールスポーツ)内定通知
	第77回国民体育大会愛称・スローガンの決定 【愛称】いちご一会とちぎ国体 【スローガン】夢を感動へ。感動を未来へ。
	第77回国民体育大会マスコットキャラクターの制定 「とちまるくん」
2017年度 (平成29年度)	栃木県知事、栃木県教育委員会、栃木県体育協会の連盟により国民体育大会開催申請書を(公財)日本体育協会会長及び文部科学省に提出
	(公財)日本体育協会第3回理事会において第77回国民体育大会(本大会)の開催地に栃木県が内定
2018年度 (平成30年度)	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立発起人会
	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立総会・第1回総会
2019年度 (令和元年度)	(公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の会期が2022年10月1日～11日に決定
	第77回国民体育大会下野市準備委員会第2回総会及びいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回総会
	(公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の競技会会期が決定
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回常任委員会(専決)
2020年度 (令和2年度)	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回総会(書面)
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第3回専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第4回専門委員会(書面)
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回常任委員会(書面)
2021年度 (令和3年度)	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回総会(書面)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第77回国民体育大会において、下野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 下野市を代表する者
- (2) 下野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 10名以内

(3) 常任委員 40名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は下野市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまにない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規程により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会はその目的が達成されたときに解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補足

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30(2018)年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元(2019)年8月8日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第77回国民体育大会下野市準備委員会の委員、顧問及び参与である者は、この会則の施行の日に、第4条第2項の規定によりい

ちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の委員に、第9条第2項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際現に準備委員会の専門委員である者は、この会則の施行の日に、第13条第1項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。

4 この会則の施行の際現に効力を有する準備委員会の関係規程及び開催基本方針並びに各種計画中、「第77回国民体育大会」とあるものは「いちご一会とちぎ国体」と「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から 常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び市民協働に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【委員】 102名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
2	市議会関係	下野市議会	議長	小谷野 晴夫
3		下野市議会	副議長	大島 昌弘
4		下野市議会総務常任委員会	委員長	石田 陽一
5		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	岡本 鉄男
6		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	松本 賢一
7		県競技団体	公益社団法人栃木県サッカー協会	会長
8	栃木県ハンドボール協会		会長	五十嵐 清
9	栃木県キンボールスポーツ連盟		理事長	田村 孝士
10	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一
11	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会長	野口 俊明
12		下野市スポーツ推進委員会	会長	増渕 進
13		下野市スポーツ協会	会長	野口 俊明
14		下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂
15		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増渕 進
16		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	村尾 捷利
17		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
18		株式会社栃木サッカークラブ	代表取締役社長	橋本 大輔
19	学校関係	下野市小学校長会	会長	隅内 宏
20		下野市中学校長会	会長	倉井 典子
21		栃木県立石橋高等学校	校長	瀬端 徹
22		下野市幼稚園連合会	会長	小倉 康延
23		学校法人自治医科大学	学長	永井 良三
24	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
25		石橋商工会	会長	吉田 宗司
26		宇都宮農業協同組合	代表理事組合長	横松 久夫
27		小山農業協同組合	代表理事組合長	福田 浩一郎
28		下野市青年クラブ協議会	会長	松本 裕介
29		下野市建設業協同組合	理事長	前原 正義
30		下野市造園建設業協同組合	理事長	大橋 久也
31		下野市管工事業協同組合	理事長	吉田 宗司
32		下野市本場結城紬振興協議会	会長	松本 脩
33		下野市立地企業連絡協議会	会長	小山 裕司
34		株式会社 道の駅しもつけ	取締役支配人	後藤 勲
35		企業組合すがたがわ	代表理事	池田 栄
36		通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社小金井駅	駅長
37	下野・壬生タクシー事業者協議会		会長	荒川 弘幸
38	日本郵便株式会社下野小金井郵便局		局長	横山 雅彦
39	東日本電信電話株式会社栃木支店		支店長	小林 博文
40	東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社		支社長	金子 賢一
41	一般社団法人栃木県バス協会		会長	手塚 基文
42	東京海上日動火災保険株式会社 小山支社		支社長	三浦 信明
43	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
44		一般社団法人栃木県旅行業協会	会長	國谷 一男
45		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
46		下野市食生活改善推進員協議会	会長	佐藤 とよ子
47		下野市農村生活研究グループ協議会	会長	伊澤 和江
48		小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫
49		国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫
50		南河内食品衛生協会	会長	須藤 好章

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
51	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
52		一般社団法人小山歯科医師会	会長	手束 公一
53		一般社団法人小山薬剤師会	会長	伊沢 泰直
54		公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	支部長	野本 史子
55		日本赤十字社栃木県支部下野市地区	地区長	広瀬 寿雄
56		自治医科大学附属病院	病院長	佐田 尚宏
57		医療法人社団友志会石橋総合病院	理事長	正岡 太郎
58		医療法人小金井中央病院	理事長	田中 昌宏
59	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	消防長	須田 実
60		下野市消防団	団長	倉井 茂樹
61		交通安全協会下野支部	支部長	奥田 勉
62		下野地区防犯協会連合会	会長	広瀬 寿雄
63		下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
64		下野市女性防火クラブ	会長	海老原 新子
65	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
66		下野市国内交流協会	会長	川俣 一由
67		下野市国際交流協会	会長	伊沢 一郎
68		社会福祉法人下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
69		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	和久 信乃
70		下野市PTA連絡協議会	会長	伊澤 登志子
71		下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博
72		下野市緑化推進委員会	会長	川俣 一由
73		下野市文化協会	会長	中川 賢一
74		一般財団法人グリムの里いしばし	理事長	谷萩 昌道
75		下野市民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 欣有
76		下野ライオンズクラブ	会長	田村 友輝
77		石橋ライオンズクラブ	会長	小林 英一郎
78		下野市身体障害者福祉会	会長	山本 隆
79		下野市ボランティア連絡協議会	会長	海老原 新子
80		下野市健康推進員協議会	会長	上野 文夫
81	報道関係	日本放送協会宇都宮放送局	局長	黒崎 めぐみ
82		株式会社産経新聞社宇都宮支局	支局長	鈴木 正行
83		株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
84		株式会社テレビ朝日宇都宮支局	支局長	小平 和英
85		東京新聞宇都宮支局	支局長	萩原 誠
86		ケーブルテレビ株式会社	代表取締役	高田 光浩
87		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男
88		株式会社栃木よみうり	営業部長	尾池 護
89		株式会社朝日新聞社宇都宮総局	総局長	向井 貴之
90		株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	棚部 秀行
91		株式会社読売新聞社小山支局	支局長	林 栄太郎
92	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
93		下野市教育委員会	教育長	石崎 雅也
94		下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
95		下野市総務部	部長	手塚 均
96		下野市市民生活部	部長	山中 利明
97		下野市健康福祉部	部長	福田 充男
98		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
99		下野市建設水道部	部長	保沢 明
100		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
101		下野市教育委員会事務局	教育次長	近藤 善昭
102		下野市	会計管理者	木村 一枝
103		下野市	代表監査委員	大久保 武

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与

(順不同・敬称略)

【顧問】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
104	県議会関係	栃木県議会	議員	高山 和典

【参与】 23名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
105	市議会関係	下野市議会	議員	秋山 幸男
106	市議会関係	下野市議会	議員	石田 陽一
107	市議会関係	下野市議会	議員	岡本 鉄男
108	市議会関係	下野市議会	議員	松本 賢一
109	市議会関係	下野市議会	議員	大島 昌弘
110	市議会関係	下野市議会	議員	坂村 哲也
111	市議会関係	下野市議会	議員	伊藤 陽一
112	市議会関係	下野市議会	議員	五戸 豊弘
113	市議会関係	下野市議会	議員	貝木 幸男
114	市議会関係	下野市議会	議員	石川 信夫
115	市議会関係	下野市議会	議員	相澤 康男
116	市議会関係	下野市議会	議員	奥田 勉
117	市議会関係	下野市議会	議員	中村 節子
118	市議会関係	下野市議会	議員	高橋 芳市
119	市議会関係	下野市議会	議員	小谷野 晴夫
120	市議会関係	下野市議会	議員	磯辺 香代
121	市議会関係	下野市議会	議員	村尾 光子
122	市教育委員	下野市教育委員会	委員	永山 伸一
123	市教育委員	下野市教育委員会	委員	佐間田 香
124	市教育委員	下野市教育委員会	委員	熊田 裕子
125	市教育委員	下野市教育委員会	委員	石嶋 和夫
126	国・県関係	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所国分寺出張所	所長	松村 光雄
127	国・県関係	下野警察署	署長	森平 芳彦

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【副会長】 7名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	議長	小谷野 晴夫
2	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
3		石橋商工会	会長	吉田 宗司
4	スポーツ関係	下野市スポーツ協会	会長	野口 俊明
5	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
6	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
7		下野市教育委員会	教育長	石崎 雅也

【常任委員】 33名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	副議長	大島 昌弘
2		下野市議会総務常任委員会	委員長	石田 陽一
3		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	岡本 鉄男
4		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	松本 賢一
5	県競技団体	公益社団法人栃木県サッカー協会	会長	星野 務
6		栃木県ハンドボール協会	会長	五十嵐 清
7		栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
8	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会長	野口 俊明
9		下野市スポーツ推進委員会	会長	増淵 進
10		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増淵 進
11		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	村尾 捷利
12		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
13	学校関係	下野市小学校長会	会長	隅内 宏
14		下野市中学校長会	会長	倉井 典子
15		栃木県立石橋高等学校	校長	瀬端 徹
16	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸
17		一般社団法人栃木県バス協会	会長	手塚 基文
18	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
19		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
20	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
21	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
22	社会団体関係	社会福祉法人 下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
23		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	和久 信乃
24		下野市PTA連絡協議会	会長	伊澤 登志子
25	報道関係	株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
26	市関係	下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
27		下野市総務部	部長	手塚 均
28		下野市市民生活部	部長	山中 利明
29		下野市健康福祉部	部長	福田 充男
30		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
31		下野市建設水道部	部長	保沢 明
32		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
33		下野市教育委員会事務局	教育次長	近藤 善昭

【監事】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名及び役職	役職	氏名
1	市関係	下野市	会計管理者	木村 一枝
2		下野市	代表監査委員	大久保 武

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則（平成30（2018）年11月12日施行）第13条第3項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31(2019)年2月4日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する こと。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 情報通信に関すること。 5 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		
			役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	下野市体育協会	会長	野口 俊明	委員長
2	スポーツ関係	株式会社栃木サッカークラブ	運営部ホームタウン	赤井 秀行	
3	学校関係	下野市小学校長会	薬師寺小学校長	海老原 忠	
4	学校関係	下野市中学校長会	国分寺中学校長	塩沢 建樹	
5	学校関係	栃木県立石橋高等学校	教頭	小林 崇宏	
6	学校関係	下野市幼稚園連合会	野ばら幼稚園園長	佐藤 麻矢子	
7	学校関係	学校法人自治医科大学	総務部長	藤田 康幸	
8	産業・経済関係	下野市商工会	副会長	野田 善一	副委員長
9	産業・経済関係	石橋商工会	理事	小堀 義美	副委員長
10	産業・経済関係	宇都宮農業協同組合	南河内営農経済センター長	坂入 宏一	
11	産業・経済関係	小山農業協同組合	北部営農支援センター長	岩原 伸之	
12	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡	
13	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	副会長	渡邊 欣宥	
14	社会団体関係	下野市国内交流協会	監事	本橋 保夫	
15	社会団体関係	下野市国際交流協会	副会長	黒須 重光	
16	社会団体関係	下野市社会福祉協議会	事務局次長兼総務課長	角田 充仙	
17	社会団体関係	下野市子ども会育成会連絡協議会	副会長	杉浦 伸介	
18	社会団体関係	下野市PTA連絡協議会	会長	伊澤 登志子	
19	社会団体関係	下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博	
20	社会団体関係	下野市文化協会	副会長	高橋 佳枝	
21	社会団体関係	下野市ボランティア連絡協議会	会計	福田 白	
22	市関係	総合政策部総合政策課	課長	五月女 治	
23	市関係	総合政策部市民協働推進課	課長	根本 宣明	
24	市関係	健康福祉部社会福祉課	課長	仙頭 明久	
25	市関係	健康福祉部子ども福祉課	課長	金田 欣明	
26	市関係	健康福祉部高齢福祉課	課長	長塚 章	

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		備考
			役職	氏名	
27	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄	
28	市関係	産業振興部商工観光課	課長	荻原 剛	
29	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一	
30	市関係	教育委員会事務局生涯学習文化課	課長	浅香 浩幸	
31	市関係	教育委員会事務局文化財課	課長	山口 耕一	

競技式典専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		
			役職	氏名	備考
1	県競技団体	公益社団法人栃木県サッカー協会	理事	福田 治	副委員長
2	県競技団体	栃木県ハンドボール協会	副理事長	岸 裕行	副委員長
3	県競技団体	栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士	
4	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一	
5	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	顧問	梁島 耕治	
6	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	副会長	松山 裕	
7	スポーツ関係	下野市体育協会	副会長	金島 真	委員長
8	スポーツ関係	下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂	
9	スポーツ関係	NPO法人夢くらぶ国分寺	理事	増山 裕子	
10	スポーツ関係	NPO法人元気ワイワイ南河内	事務局長	熊谷 美里	
11	スポーツ関係	NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子	
12	学校関係	栃木県立石橋高等学校	地域連携教員	相田 昌宏	
13	学校関係	学校法人自治医科大学	教授	板井 美浩	
14	市関係	総合政策部総合政策課	課長	五月女 治	
15	市関係	教育委員会事務局教育総務課	課長	上野 和芳	
16	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一	

宿泊衛生専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		
			役職	氏名	備考
1	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡	副委員長
2	宿泊・観光関係	石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄	
3	宿泊・観光関係	下野市食生活改善推進員協議会	副会長	齋藤 好子	
4	宿泊・観光関係	下野市農村生活研究グループ協議会	顧問	菊地 百合子	
5	宿泊・観光関係	小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫	
6	宿泊・観光関係	国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫	委員長
7	宿泊・観光関係	南河内食品衛生協会	顧問	早川 進	
8	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	—	都丸 高志	副委員長
9	医療関係	一般社団法人小山歯科医師会	副会長	黒田 裕之	
10	医療関係	一般社団法人小山薬剤師会	理事	塩野入 洋	
11	医療関係	公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	助産師	渡部 睦美	
12	市関係	市民生活部環境課	課長	坂本 秀夫	
13	市関係	健康福祉部健康増進課	課長	近藤 和行	
14	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄	
15	市関係	産業振興部商工観光課	課長	荻原 剛	

輸送交通専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		備考
			役職	氏名	
1	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 小金井駅	駅長	水元 信吉	
2	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸	委員長
3	通信・運輸関係	一般社団法人栃木県バス協会	専務理事	小矢島 応行	副委員長
4	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	警防課長	川田 恵一	
5	警備・消防関係	下野市消防団	副団長	小平 友一	
6	警備・消防関係	交通安全協会下野支部	支部会計	蓬田 英夫	
7	警備・消防関係	下野地区防犯協会連合会	理事	直井 満	
8	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	副会長	茂呂 昭雄	副委員長
9	警備・消防関係	下野市女性防火クラブ	副会長	五月女 豊子	
10	国・県関係	国土交通省関東地方整備局宇都宮 国道事務所国分寺出張所	出張所長	松村 光雄	
11	国・県関係	下野警察署	交通課長	小島 悟	
12	市関係	市民生活部安全安心課	課長	直井 満	
13	市関係	建設水道部建設課	課長	伊澤 仁一	

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画

いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）の成功に向け、下野市民の元気と力を集結し「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現につながる国体を目指し、下野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

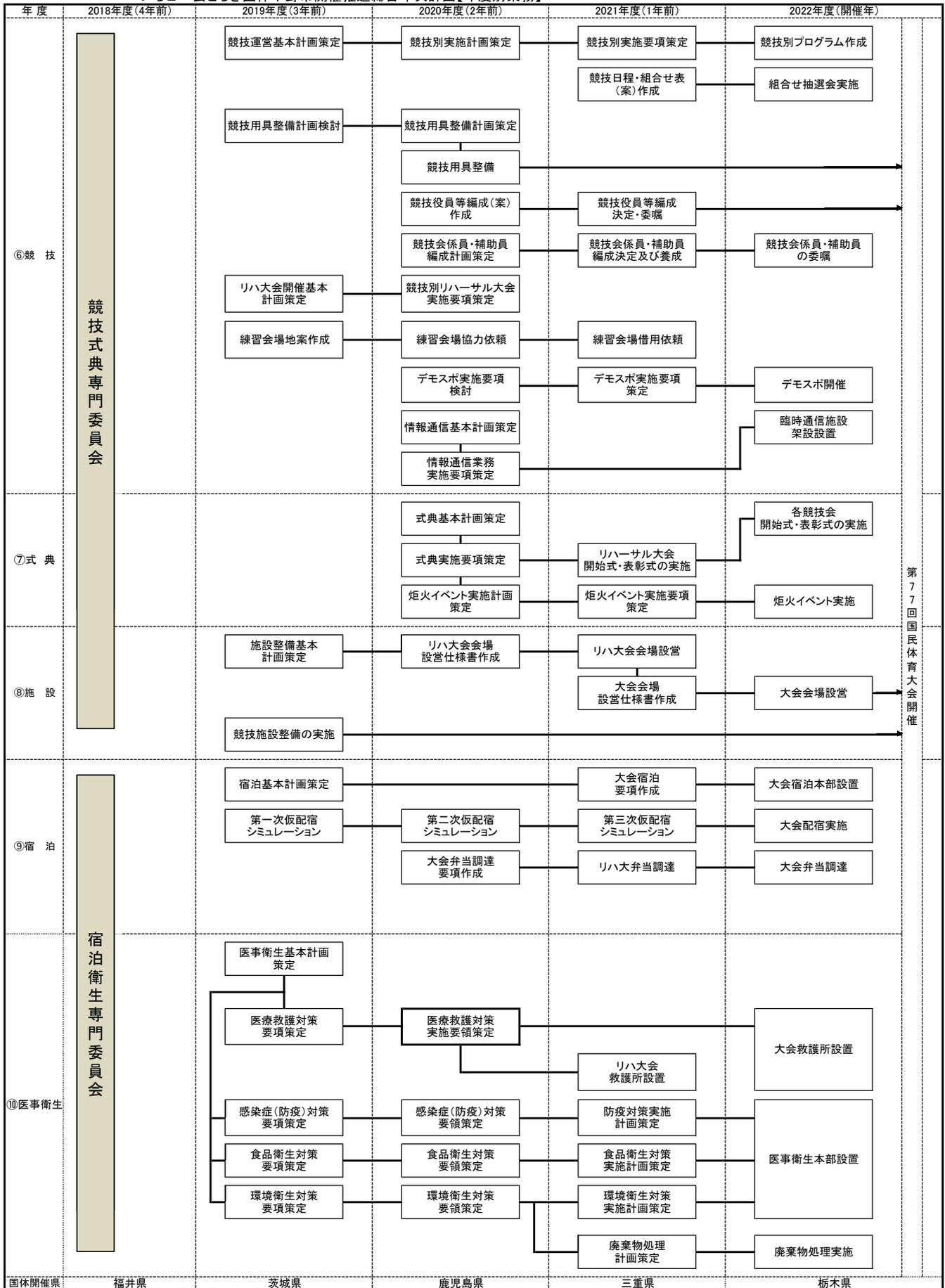
(12) 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

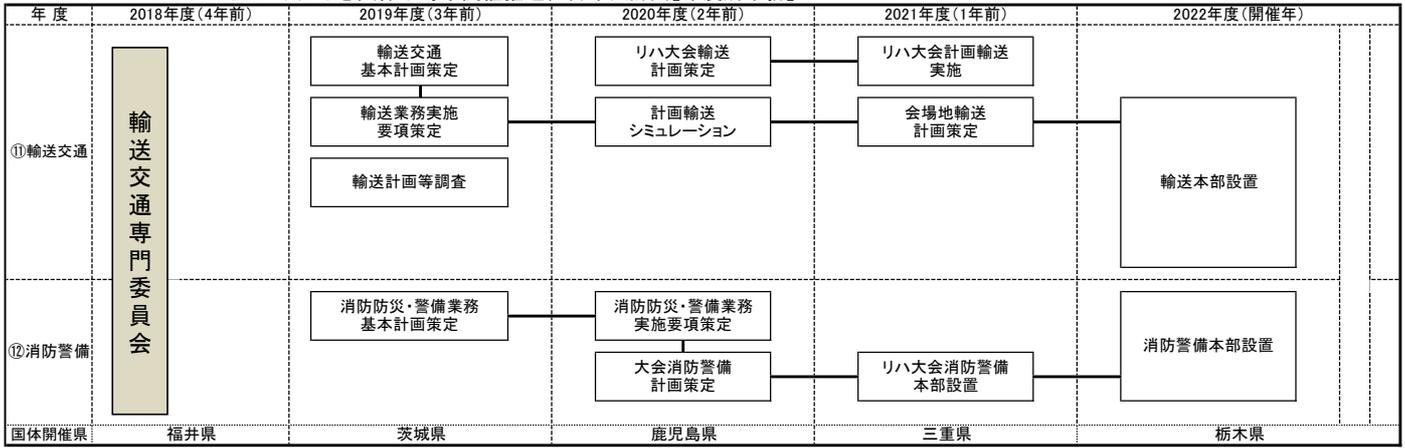
年度	2018年度(4年前)	2019年度(3年前)	2020年度(2年前)	2021年度(1年前)	2022年度(開催年)
主要行事		日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察 大会開催・会期決定 準備委員会設立 → 実行委員会への改組		リハーサル大会開催 中央競技団体視察	第77回国民体育大会 開催 第22回全国障害者 スポーツ大会開催
準備組織	準備委員会 設立発起人会開催 準備委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催 県準備委員会との 連絡調整	国体準備室(仮) (4月) 第2回準備委員会総会・ 第1回実行委員会総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催 庁内推進本部 設置・開催	第2回実行委員会 総会開催	第3回実行委員会 総会開催	第4回実行委員会 総会開催
①総務企画 ②財務	開催推進総合計画 策定・進行管理 総務企画 委員会		大会運営ガイドライン 策定 協賛取扱要項策定 → 協賛の推進 リハ大会経費検討 → リハ大会予算編成 大会経費予算検討 → 大会予算編成	大会実施本部運営 マニュアル作成 リハ大会予算 執行・決算 大会予算編成	大会決算書 大会用 識別用品整備 大会用 支給物品整備 遺失物・拾得物 取扱実施 大会保険加入
③広 報	総務企画 委員会	広報基本計画策定 ↓ 広報 アクションプラン策定 ↓ 広報啓発活動の推進 実行委員会ホーム ページ開設準備 大会報告書編成 方針決定	実行委員会ホーム ページ開設・運営	実行委員会ホーム ページ運営	大会報告書 作成
④市民活動	総務企画 委員会	市民運動基本計画策定 ↓ 市民運動 アクションプラン策定 ↓ ボランティア募集等 の検討 ↓ ボランティア募集 要項策定	市民運動 アクションプラン実施 リハ大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集	大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集・ 研修会開催 リハ大会 ボランティア配置	大会ボランティア 配置
⑤観光・ おもてなし	総務企画 委員会	観光・おもてなし 基本計画策定	観光・おもてなし 実施要項策定 総合案内所 設置要項策定 休憩所等 設置要項策定 売店 設置要項策定 歓迎装飾実施要項策定	ガイドブック・観光ガイド マップ作成検討 リハ大会 総合案内所設置 リハ大会 休憩所等設置 リハ大会 売店設置	ガイドブック・観光ガイド マップ配布 案内所設置 休憩所等設置 売店設置 歓迎装飾実施
国体開催県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	栃木県

いちご一會とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】



第77回国民体育大会開催

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】



いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項

1 目的

この要項は、下野市で開催する「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

実行委員会は、大会に係る弁当の調達について、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁当調達計画を作成するものとする。

4 弁当を提供する大会参加者

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。取扱期間は、原則として競技開催期間とする。

(2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

5 弁当の申込、発注及び清算

斡旋または支給を行う弁当の申込、発注及び代金の清算については、実行委員会が定める方法により行うものとする。

6 弁当調製施設

(1) 弁当調製施設については、施設の衛生管理、調理能力等、別に定める選考基準に基づき、実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設の中から契約を行う相手を決定するものとする。

7 指定取り消し

実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

9 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和2年10月30日から施行する。

様式第1号

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

いちご一会とちぎ国体における弁当調製施設における弁当調製施設について、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項第6項に基づき、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」
適用期間	いちご一会とちぎ国体開催期間 (競技別リハーサル大会及び大会準備期間を含む。)

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準

1 目的

下野市で開催するいちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準は、次のとおりとする。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- (2) 下野市内に製造所又は事業所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 施設の衛生管理体制

- (1) 選考時点において、過去3年間食中毒の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生法に基づき、施設の整備及び管理運営が適正になされていること。
- (3) 調理従事者に対し、大会開催前の1箇月以内に検便を実施すること。（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（0-157、0-26）、ノロウイルス（必要に応じて））
- (4) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) HACCP（※注1）に基づく衛生管理、または、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組んでいること。また、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日厚生省改正）に基づく対応を実践できること。
- (6) 食品賠償保険等に加入している、もしくは大会期間中に加入することが可能なこと。

4 施設の調製能力

- (1) 1日100食以上の提供が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 原則として、前日の午後6時までの受注で、当日の零時以降に製造を開始し、午前11時の納入が可能であること。
- (3) 郷土の特色を活かした弁当の調整が可能であること。
- (4) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (5) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (6) 単価に応じた調製が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが可能であること。

- (8) 弁当容器に、食品表示法に合致した項目その他実行委員会が指定する表示ができること。
- (9) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 実行委員会が指定した時間及び場所に冷蔵車等（室温10℃以下で管理できること）を利用して衛生的に配達ができ、弁当引換終了まで保管が可能であること。ただし、実行委員会にて冷蔵車等の手配及び配達を行った場合はその限りではない。
- (2) 原則として、配達同日に弁当容器の回収が可能であること。
- (3) 原則として、弁当容器は使い捨ての物とすること。また弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等での提供が可能であること。
- (4) 事前に献立、サンプル（試食弁当）及びその写真の提供が可能であること。
- (5) 献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 保健所等による食品衛生指導に従うこと。

6 信用状況

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 下野市暴力団排除条例（平成24年下野市条例第3号）第2条の規定に該当しないものであること。

(※注1)

- ・ HACCP^{ハサップ}…食品の製造工程中で、食品事故の原因となるような危険なところをあらかじめ分析し、特に重要な点を重点的に衛生管理する方法(危害分析重要管理点)。
食品衛生法改正（2020年6月制度施行-2021年6月完全制度化）により、食品を取り扱う業者が導入することが義務化された。

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体下野市弁当調達要項に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）及び「競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に提供する弁当の調製施設の募集を行うことを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、搬入及び弁当容器の回収

3 弁当の種類

弁当の種類は、次の2種類とする。

(1) 幹旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当。

(2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員等に対し、実行委員会が無償で提供する弁当。

4 弁当の単価

弁当の単価は、次のとおりとする。

(1) 国体 900円以内（税抜・付属品含む）

(2) リハーサル大会 700円以内（税抜・付属品含む）

5 応募要件

いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

6 応募方法

(1) 応募方法

次の書類を下記の「8 提出・問い合わせ先」へ郵送または持参により提出すること。

ア いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設応募票兼誓約書（様式第1号）

イ いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設調査票（様式第2号）

※令和2年10月実施「いちご一会とちぎ国体下野市開催に係る弁当調製施設調査」にて既に回答済みの調製施設については提出を要しない。

ウ 営業許可証の写し

- エ 食品衛生監視票の写し（応募日から起算して1年以内のもの）
- オ 食品賠償保険証の写し

(2) 募集期限

令和3年3月19日（金）必着

なお、持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時まで。

(3) その他

ア 応募に必要な各様式は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会WEBサイトからダウンロードできる。また、下記の「8 提出・問い合わせ先」でも交付する。（閉庁日を除く）

イ 応募書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、実行委員会の弁当調製業務（いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会との情報共有、及び食品衛生指導、選考基準の内容について調査・照会を行う為に関係官庁等に提出する場合を含む）に限り使用する。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示をしない。

エ 弁当調製施設として指定された場合でも、発注を確約するものではない。

オ 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

7 弁当調製事業者の選定の方法

(1) 書類審査

実行委員会において、弁当調達要項・調製施設選考基準に定める要件を確認、審査の上、選定し、その結果を各応募者に対して通知する。

(2) 弁当調達施設指定

実行委員会は、選定した弁当調達事業者に、「いちご一会とちぎ国体下野市弁当調製施設指定書」を発行する。

(3) 指定の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合、指定が取り消される場合があるので注意すること。

- ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
- エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

8 提出・問い合わせ先

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

〒329-0492 栃木県下野市笹原26

下野市教育委員会事務局スポーツ振興課内

TEL : 0285-32-8920 FAX : 0285-32-8611

MAIL : sports@city.shimotsuke.lg.jp

受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

HP : <https://shimotsuke-tochigikokutai2022.jp/>

医師及び看護師の派遣に関する諸条件について

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会への医師及び看護師の派遣に関する諸条件は次のとおりとする。

1 謝金

区分	4時間以内	4時間を超える場合の 1時間当たり加算額
医師	30,000円	7,500円
看護師	10,000円	2,500円

※端数時間は、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

2 旅費

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）又は会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が定める規程に基づき規定する。

3 保険

県委員会又は会場地委員会で費用を負担し、傷害保険及び賠償責任保険の加入手続きを行う。

4 医薬品等

県委員会又は会場地委員会で業務に必要な医薬品やAED等を準備する。

いちご一会とちぎ国体における救護所の設置・運営に伴う医師確保について

1 県委員会と会場地委員会の役割

- (1) 県委員会は、国体の総合開・閉会式における救護本部・救護所の設置及び運営を担当する。
- (2) 会場地委員会は、国体競技会場等の救護所（救護本部）の設置及び運営を担当する。

2 包括連携協定の締結

県委員会と県医師会は、いちご一会とちぎ国体の医療救護に係る協定を締結する。

3 医師確保のための手順

(1) 総合開・閉会式（県委員会）

- ① 県委員会は、県医師会に医師派遣を依頼し、県医師会は郡市医師会及び県病院協会と調整の上、派遣医師を確保する。
- ② 県医師会は、派遣人数割り当て案を作成し、県委員会に提出する。
- ③ 県委員会は、②の割り当て案に基づき、派遣元郡市医師会及び派遣元病院に医師の派遣を依頼するとともに、その結果を県医師会に報告する。

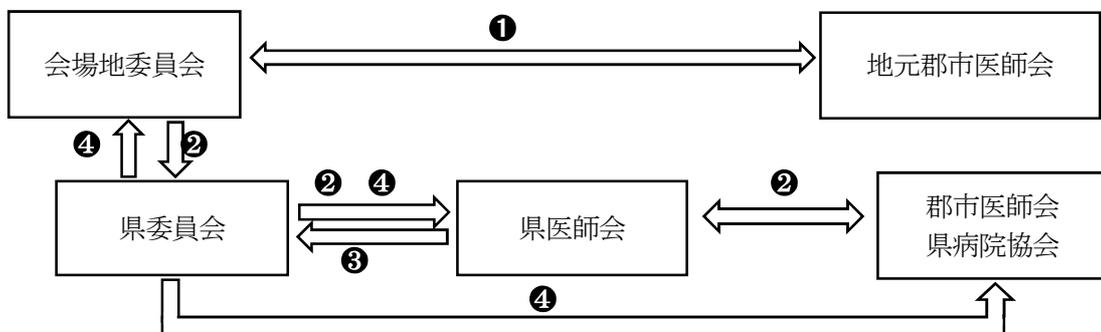


(謝金等の取扱い)

- ・ 県委員会は、県医師会と派遣医師の謝金等に係る調整を行う。調整結果は、県委員会から会場地委員会に、県医師会から郡市医師会及び県病院協会に情報提供する。
- ・ 県委員会は、派遣元郡市医師会及び派遣元病院と派遣医師の謝金等に係る協定を締結する。

(2) 国体競技会場等（会場地委員会）

- ① 会場地委員会は、地元郡市医師会に医師派遣を依頼し、地元郡市医師会は調整の上、派遣医師を確保する。
- ② 会場地委員会は、①で必要な人数を確保できなかった場合、県委員会を通して県医師会に医師の派遣を依頼し、県医師会は郡市医師会及び県病院協会と調整の上、派遣医師を確保する。
- ③ 県医師会は、派遣人数割り当て案を作成し、県委員会に提出する。
- ④ 県委員会は、③の割り当て案に基づき郡市医師会及び県病院協会に医師派遣を依頼し、必要人数を確保するとともに、その結果を、県医師会と会場地委員会に報告する。



(謝金等の取扱い)

- ・ 会場地委員会は、県委員会からの謝金に係る情報提供に基づき、派遣元郡市医師会及び派遣元病院と派遣医師の謝金等に係る協定を締結する。

いちご一会とちぎ国体における救護所の設置・運営に伴う看護師等確保について

1 県委員会と会場地委員会の役割

- (1) 県委員会は、国体の総合開・閉会式における救護本部・救護所の設置及び運営を担当する。
- (2) 会場地委員会は、国体競技会場等の救護所（救護本部）の設置及び運営を担当する。

2 看護師等確保のための手順

(1) 総合開・閉会式（県委員会）

- ① 県委員会は、県看護協会に看護師等の派遣を依頼し、県看護協会は各支部と調整の上、派遣看護師等を確保する。
- ② 県看護協会は、派遣人数割り当て案を作成し、県委員会に提出する。
- ③ 県委員会は、②の割り当て案に基づき、派遣元支部及び派遣元病院に看護師等の派遣を依頼するとともに、その結果を県看護協会に報告する。

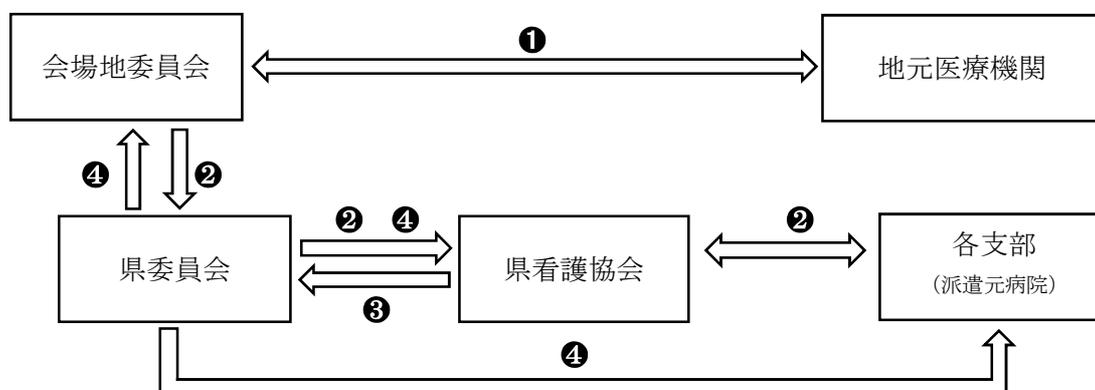


〈謝金等の取扱い〉

- ・ 県委員会は、県看護協会と派遣看護師等の謝金等に係る調整を行う。調整結果は、県委員会から会場地委員会に情報提供するとともに、県看護協会から各支部に情報提供する。
- ・ 県委員会は、県看護協会と派遣看護師等の謝金等に係る協定を締結する。

(2) 国体競技会場等（会場地委員会）

- ① 会場地委員会は、地元医療機関に看護師等の派遣を依頼し、確保する。
- ② 会場地委員会は、①で必要な人数を確保できなかった場合、県委員会を通して県看護協会に看護師等の派遣を依頼し、県看護協会は各支部と調整の上、派遣看護師等を確保する。
- ③ 県看護協会は、派遣人数割り当て案を作成し、県委員会に提出する。
- ④ 県委員会は、③の割り当て案に基づき派遣元支部及び派遣元病院に看護師等の派遣を依頼し、必要人数を確保するとともに、その結果を、県看護協会と会場地委員会に報告する。



〈謝金等の取扱い〉

- ・ 会場地委員会は、県委員会からの謝金に係る情報提供に基づき、県看護協会と派遣看護師等の謝金等に係る協定を締結する。

